

○学校法人東京薬科大学寄附行為

昭和26年2月28日

制定・認可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、「学校法人東京薬科大学」と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都八王子市堀之内1432番地1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、薬学及び生命科学に関する教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

東京薬科大学	大学院	薬学研究科
		生命科学研究科
	薬学部	医療薬学科
		医療薬物薬学科
		医療衛生薬学科
		薬学科
	生命科学部	分子生命科学科
		応用生命科学科
		生命医科学科

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に次の定数の役員を置く。

- (1) 理事 12人以上14人以内
 - (2) 監事 2人以上3人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事会において理事総数（以下理事の現員数を表す。）の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも同様とする。
- 3 理事のうち1人を、理事会において理事総数の過半数の議決により副理事長に選任することができる。副理事長の職を解任するときも同様とする。

- 4 理事（理事長、副理事長を除く。）のうち3人以内を常務理事とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも同様とする。
- 5 監事のうち1人を、理事会において理事総数の過半数の議決により常任監事とすることができる。

（理事の選任）

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長
 - (2) 学部長
 - (3) 事務局長
 - (4) 評議員のうちから事務職員及び学識経験者評議員以外の評議員により選任した者 7人
 - (5) 学識経験者のうち理事会において選任した者 1人以上3人以内
- 2 前項第1号、第2号、第3号及び第4号に規定する理事は、学長、学部長、事務局長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。
 - 3 第1項第5号に規定する理事は、理事会において理事総数の過半数の議決によりその職を解任することができる。

（監事の選任）

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員、その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（監事の兼職禁止）

第8条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

（役員任期）

第9条 役員（第6条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とし、第6条第1項第5号に掲げる理事の任期は、第6条第1項第4号に掲げる理事の任期満了時までとする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、その任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。ただし、第6条第1項第4号に掲げる理事は評議員の任期満了と共に理事の職を失い、その後任は、評議員会において選任する。

（役員補充）

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充し

なければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、当該理事を解任することができる。また、監事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、または、評議員総数の3分の2以上出席した評議員会において、評議員総数の3分の2以上の議決により、当該監事を解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

第13条 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

(常務理事の職務)

第14条 常務理事は、理事長および副理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第16条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第17条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
 - 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第18条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のた

め過半数に達しないときは、この限りでない。

- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
(業務の決定の委任)

第19条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。
(議事録)

第20条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事及び監事全員が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。以下同じ。）し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第21条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、36人以上38人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 5 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 6 評議員会に付議すべき事項は、理事会において決定する。ただし、評議員総数の6分の1以上の評議員は、理事長に対し、評議員会の5週間前までに書面により一定の事項を会議に付議することを請求することができる。この場合、理事会は同事項を評議員会に付議しなければならない。
- 7 評議員会に議長及び副議長各1人を置き、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 議長は、評議員会の議事を整理する。
- 9 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 10 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を書面により請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。理事長が招集しない場合には、代わりに評議員会議長が招集する。
- 11 評議員会は、評議員総数の過半数が出席しなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第15項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 12 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思表示した者は、出席者とみなす。
- 13 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 14 前項の場合において、議長及び本条第9項により議長の職務を代理する副議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 15 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。

(議事録)

第22条 第20条第1項の規定は、評議員会の議事録の作成について準用し、議事録は評議員会議長が作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第23条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 残余財産の処分に関する事項
- (8) 合併
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項

(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第25条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 事務局長
- (4) 職員のうちから選任された者 11人
- (5) 東京薬科大学又はその前身たる東京薬学専門学校、東京薬学専門学校女子部及び東京薬学校を卒業し、年齢25年以上の者で、この法人の職員でない者のうちから選任された者 15人
- (6) 学識経験者 6人以上8人以内

2 前項第1号から第4号までに規定する評議員は、学長、学部長、事務局長又は職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

3 第1項第4号、第5号及び第6号に規定する評議員の選任方法は別に定める。

(任期)

第26条 評議員(第25条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する者を除く。この条中以下同じ。)

の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財

産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り、処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として、理事長が保管する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第33条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第34条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3年以上5年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第35条 予算をもって定めるものを除くほか、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得なければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第36条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を

求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第37条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由があった場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第38条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為の届出をしたとき 寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第39条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第40条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第41条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2

以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第43条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人その他教育の事業を行う者に帰属する。

(合併)

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第45条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決、及び評議員会において評議員総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 役員 of 損害賠償責任

(役員 of この法人に対する損害賠償責任)

第46条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(責任 of 免除)

第47条 前条第2項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度とし理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第48条 第46条第2項の規定にかかわらず、理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の

理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金100万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第9章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第49条 この法人は第37条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、東京薬科大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第51条 寄附行為の施行についての細則の改廃については、学校法人東京薬科大学寄附行為施行細則において定める。

(管理及び運営)

第52条 この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和26年3月28日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和52年8月1日(文部大臣の認可の日、昭和52年7月20日)から施行する。

事由 専攻科(医療薬学専攻)の新設に伴い、寄附行為第5条(設置する学校)を改正。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和38年3月29日)から施行する。

事由 大学院修士課程の新設に伴い、寄附行為第5条(設置する学校)を改正。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(昭和47年3月25日)から施行する。

事由 昭和26年「私立学校法」により学校法人に組織を変更、新たに寄附行為を制定、施行してきたが、時代に対応するため、寄附行為第21条(評議員会)及び同第23条(評議員の選任)を

改正。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和52年2月4日）から施行する。

事由 東京薬科大学の位置変更のため、寄附行為第2条（事務所の所在地）を改正。

附 則

この寄附行為は、昭和57年4月1日（文部大臣の認可の日、昭和57年3月3日）から施行する。

事由 専攻科（医療薬学専攻）の廃止に伴い、寄附行為第5条（設置する学校）を改正。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成5年12月21日）から施行する。

事由 学部新設及び学部長職を職権理事・職権評議員とするため。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成8年8月12日）から施行する。

事由 新学部設置による理事及び評議員の定数変更。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成9年12月19日）から施行する。

事由 大学院に生命科学研究科を設置のため、寄附行為第5条（設置する学校）を改正。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年1月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年3月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

（東京薬科大学生命科学部環境生命科学科の存続に関する経過措置）

東京薬科大学生命科学部環境生命科学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成21年2月16日から施行する。

附 則

平成22年10月13日文部科学大臣の認可のこの寄附行為は、平成23年10月14日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為第5条第1項第1号、第6条第1項第4号、第9条第1項、第21条第2項、第25条第1項第4号から第6号及び第26条第1項の規定は、平成23年10月14日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

(東京薬科大学生命科学部環境ゲノム学科の存続に関する経過措置)

東京薬科大学生命科学部環境ゲノム学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、次項に定める規定を除き、文部科学大臣の認可の日（平成31年3月13日）から施行する。
- 2 この寄附行為第5条第1項、第6条、第9条、第21条第2項、及び第25条第1項第6号の規定は、令和元年10月14日から施行する。

附 則

令和2年3月25日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和3年9月7日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和5年1月10日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和6年1月25日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和6年4月1日から施行する。